

政務活動による研修報告書

報告者 森田明彦
研修先 (財) 全国市町村国際文化研修所
研修日時 平成 26 年 11 月 5 日 (水) 13:00~7 日 (金) 12:00
場 所 滋賀県大津市唐崎 2 丁目 13 番 1 号
研修内容 地方分権の動向と自治体の行政改革「3 日間」コース

参加者 森田明彦 生田健児 以上 2 名

今回の研修のポイント

議会人として三度の議会定例会を経験してきたが、人口減少を見据えた地方自治体の取り組み、地方（地域）分権制度の今後の展開など、議員として学ぶべき課題が山積している。

このたび上記研修所に於いて「地方分権の動向と自治体の行政改革 3 日間コース」を受講、「地方行政をめぐる最近の動向」「公務員制度改革」「人口減少を見据えた地方自治体の取り組み」等のカリキュラムで座学と演習・意見交換・全体討議・また他市町村議会の取り組み等を見聞する事も目的で研修に臨んだ。

また全国の市町村議員の方々（58 名）との交流・意見交換も目的の一つであった。

内 容

11 月 5 日 (水) 12:30~13:00 開講式・オリエンテーション

11 月 5 日 (水) 13:00~15:35 【講義】 地方行政をめぐる最近の動向

総務省自治行政局行政課長 宮地 毅 氏

地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共体の組織及び運営の合理化を図る為、地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1、指定都市制度の見直し

- 区の役割の拡充
- 指定都市都道府県調整会議の設置

2、中核市制度と特例市制度の統合

- 「人口 20 万人以上の市」に変更するとともに必要な経過措置等を設ける

3、新たな広域連携の制度の創設

- 「連携協約」制度の創設

- 「事務の代替執行」制度の創設

4、その他

- 地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する

5、施行期日

- 1 は公布日から 2 年以内で政令で定める日、2、4 は平成 27 年 4 月 1 日、
3 は公布日から 6 月以内で政令で定める日

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

- 移譲する事務・権限【29 事項】
- 移譲する事務・権限の例
 - ・ 県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編成基準の決定
 - ・ 病院の開設許可
 - ・ 都市計画区域マスタープランの決定

11 月 5 日（水） 15：50～17:00【講義】全国に例のない箕面市の公務員制度改革

箕面市長 倉田 哲郎 氏

1、新制度のコンセプト

年齢×処遇の一致から↓

責任×処遇が一致する制度へ

給与制度の改革ポイント

改革前 年功序列型の給与体系で「役職を問わず同期の給与は同じ」「上司、部下の給与の逆転現象」等の不公平感 ↓

- 年功序列による弊害を解消し、責任に応じた処遇を得られ、頑張る職員が報われる制度へ

人事制度の改革ポイント

改革前 所属長 1 人の評価による客観性の欠如、周囲の評価とのズレ等の不信感 ↓

- 多くの職員が評価する「多面評価」と客観的な評価調整プロセスにより、納得性を高め、職員の成長やモチベーション向上につながる制度へ

11 月 5 日（水） 17：30～受講者同士の交流会・意見交換

全国の市町村から 58 名の議員が参加、様々な地域の方と交流および意見交換ができ親睦を深める事が出来た。

11月6日（木）9：25～14:10【講義】人口減少を見据えた地方自治体の取り組みを考える
一橋大学大学院法学研究科教授 辻塚也 氏

【現状分析】

I 将来の人口減少動向は3つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していく。
大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。

第一段階：老年人口増加＋生産年齢・年少人口減少

第二段階：老年人口維持・微減＋生産年齢・年少人口減少

第三段階：老年人口減少＋生産年齢・年少人口減少⇒恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代

○わが国の人口は長期的には急減する局面に

2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。

○単独世帯、特に高齢者単独世帯が増加

《世帯類型》をみると2050年には単独世帯が約4割と一番多い世帯類型となる。

超高齢社会における地域構造の変化

人口規模・密度が低下すると行政コストが増加

住宅需要は将来的に減少

集約的都市構造化戦略

立地適正化計画

・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成

・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導する為の土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

このことから後手に回った過疎対策と同じ徹を踏まないようにしていくべきだろう。

11月6日（木） 14：10～17：00【講義】地方分権から地域分権へ

前 池田市長 倉田 薫 氏

「地域分権」条例制定の背景

みんなで作る町の基本条例（H18年4月）

まちづくりの基本理念〈第4条〉

「市民と市の協働により行なうこと」

コミュニティ〈第10条〉

◇市は、コミュニティによるまちづくりを支援する

◇市民と市はコミュニティの役割を認識し、尊重する

池田市が行なった地域分権制度とは

各地域〈11小学校区〉に必要な事業を地域の提案により実施する制度（個人市民税の1%

程度約 7,000 万円) ⇒1 校区 600 万~700 万を配分する。

11 月 7 日 (金) 9:25~12:00【講義】これからの地方議員の有り方

東京大学名誉教授 大森 わたる 氏

資料も特に無く講義をされた、特に印象に残ったことは今「消滅可能性都市」の話が全国的に話題になったが市民が存在する自治体が消滅することはありません。

見方を変えれば平成の大合併で自ら自治体を解散して無くなった自治体は多いが、赤字再建団体に陥った北海道の夕張市でもちゃんと自治体として残っている。

視察研修の感想

本研修所は 2 度目の受講利用であったので落ち着いた受講環境で臨んだ。

特に経験豊富な講師陣により、座学が中心であったが「公務員改革」「地域分権制度の展望」など具体的な事例の講義で分かり易く今後の自治体運営や考え方で大変参考になった。